

新潟産業大学公的研究費内部監査実施要領

制定 平成 19 年 11 月 14 日

(目的)

第 1 条 この要領は、新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程第 15 条第 2 項に基づき、公的研究費の内部監査に係る必要な事項を定め、公的研究費の会計経理の適正を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第 2 条 監査の対象は、新潟産業大学公的研究費の取扱いに関する規程第 2 条第 1 項及び第 2 項に規定するもののうち、外部監査の対象とならないものとする。
2 当該公的研究費のうち、関係法令等によって監査の対象が明示されている場合は、それに準じる。

(監査責任者、監査人)

第 3 条 監査の責任者は学長とする。
2 監査人は、当該公的研究費の関係者（研究代表者、研究分担者、事務取扱担当者等）を除く専任教職員の中から 3 名を学長が指名し、その内の 1 名を監査人代表者とする。

(監査の実施)

第 4 条 学長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめその期日及び監査人の氏名、その他必要な事項を事務局長に通知するものとする。
2 事務局長は、前項の規程により監査の実施に関する通知を受けた場合は、監査に必要な書類等を指定された期日までに、学長に提出しなければならない。
3 監査の実施にあたっては、過去の内部監査や、学長及び事務局長が実施するモニタリングを通じて把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、公認会計士等の専門的な知識を有するものを活用して内部監査の質の向上を図る。
4 内部監査部門と監事及び会計監査との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、効率的・効果的かつ多角的な監査を実施できるよう、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況やモニタリング、内部監査の手法、競争的研究等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

(監査の内容)

第5条 監査人は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について監査をしなければならない。

1. 契約内容と履行状況の確認に関する事項
 2. 購入物品等の利用状況に関する事項
 3. 帳簿及び証拠書類に関する事項
 4. その他学長が必要と認める事項
- 2 監査人は、監査にあたって、担当者等に説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(監査の実施報告)

第6条 監査人は、監査が終了したときは、速やかに別に定める監査実施状況報告書を作成し、事務局長を経由し、学長に報告しなければならない。

(監査による是正改善措置)

- 第7条 学長は、監査の結果、会計経理に関し是正改善を必要とする事項があると認めるときは、事務局長にその措置を命ずるものとする。
- 2 事務局長は、前項の規定により、是正改善の措置をとることを命ぜられたときは、直ちにその措置をとらなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月9日から施行する。